

松本市が、動物の愛護管理に関する基本方針を策定するにあたり、松本市動物愛護管理推進懇談会において3回にわたり協議を行い、今後の松本市に必要な施策に関する議論を深めてまいりました。

基本方針に盛り込むべき理念、考え方、取組方針等について検討した結果を、下記のとおり取りまとめましたので、ここに報告するものです。

1 施策の実施にあたって ~人と動物の関わり~

犬や猫等のペットは人の精神的な支えとなり、牛や豚等の家畜は人の食料として、研究施設のマウスやラット等は医薬品の開発に役立てられ、動物園等では生きものの生態を学んでいる。

私たち人間が生活を送る上で動物は欠かせない存在であることを前提とし、アニマルウェルフェア（動物福祉）の考え方を踏まえて取り組むことが重要である。

基本方針の対象となる犬や猫等の伴侶動物については、地域住民の生活に密接に関わる課題が多いことから、人間のライフスタイルや動物に対する価値観の変化等の社会的背景を踏まえながら対応していく必要がある。

2 基本理念

市民一人ひとりが、動物の命と尊厳を守っていくことで、人と動物が共生できる社会の実現に繋がる。市民には、「動物は命あるもの」であることを認識してもらうとともに、市として動物の虐待は許さないという意思表示をしていくべきである。

飼い主一人ひとりが、動物それぞれの習性や能力に応じた飼い方をすることで、地域住民の安全や生活環境の保持に繋がる。飼い主には、動物の健康を守りながら最後まで飼育する「動物を飼うこと責任」を果たすことが求められる。

3 基本的な考え方

松本市の特色を生かして施策を進めること

松本市には、長年にわたり積極的に取り組まれてきた、地区や町会等による地域づくり活動や、動物愛護団体や動物ボランティア等による動物愛護活動があることから、そうした資源と蓄積された実績を生かしながら取り組むこと。

関係機関や団体との連携・協働により施策を進めること

動物愛護管理の取組みは多岐にわたることから、民間、行政問わず、様々な機関や団体等とこれまで以上に連携を図り、協働により取り組むこと。

県の条例と計画に沿って施策を進めること

これまでの事業の継続性が重要であることから、引き続き、県の条例と計画に基づいて取り組むこと。

4 取組方針 今後、松本市が重点的に取り組むべき施策について、6つの取組みを挙げて検討した。

【現状・課題】

- 狂犬病予防注射実施率 83.1% (R4) 狂犬病をはじめとする動物由来感染症の正しい理解が必要
- 犬・猫の苦情件数 221件 (R4) (糞尿処理、鳴き声、不適切な飼育等) 動物の正しい飼い方の周知強化が必要
- 犬・猫の相談件数 439件 (R4) (行方不明になった、飼育できない等) 動物ボランティアや福祉関係者との更なる連携が必要
- 指定避難所におけるペットの受入体制が十分でない。 受入体制づくりへの支援が必要

【取組みへの提言】		【具体的な取組提案】
1 普及啓発活動	動物の正しい飼い方、動物由来感染症の正しい理解の普及啓発に努めること。 情報発信の方法と内容を工夫し、デジタル媒体を積極的に活用すること。 動物関係者との意見交換の場を設け、これまで以上に情報共有を図ること。 地域に居住する動物ボランティア等の活用と育成を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSの活用、動画の配信 ・ 動物関係者との意見交換 ・ 動物愛護推進員等の研修
2 猫問題への対策	猫の習性や特徴を踏まえた飼い方を飼い主に周知すること。 飼い主のいない猫への責任ある関わり方について、市民に理解を求めていくこと。 飼い主のいない猫の減少を目指して、地域猫活動の更なる推進を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主のいない猫への関わり方の周知 ・ 地域猫活動への支援
3 多頭飼育問題への対策	飼い主の経済的困窮等を踏まえ、福祉関係等の多分野の関係者と連携すること。 動物ボランティアとの協力により、早期に問題を探知し、迅速に対応すること。 飼い主の精神面への影響に配慮しながら、問題の対応に当たること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係者との対応方法の共有 ・ 動物ボランティアとの情報共有
4 災害対策	日頃の備えや発災時の対応等、飼い主の自助の力を高める啓発に取り組むこと。 地区や町会での指定避難所へのペットの受入体制づくり等を支援していくこと。 災害時における放浪ペットの救護体制とシェルター機能の整備を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主に向けた周知啓発 ・ 地区や町会への支援 ・ 放浪ペット対策の検討
5 動物取扱業者への対応	事業所の特徴を踏まえた上で、厳正かつ的確な監視指導を行うこと。 事業者からの相談に丁寧に対応し、更なる情報共有を図ること。 事業所の利用者等からの通報や情報提供に対して、迅速な対応に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者への監視指導の実施 ・ 事業者との情報共有 ・ 通報や情報提供への対応
6 市の取組体制の構築	専門職の配置を検討するとともに、担当職員の資質向上に努めること。 時代のニーズを踏まえた、動物愛護管理センター機能のあり方を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員の専門研修への参加 ・ センター機能のあり方検討